

令和4年度 福岡地方最低賃金審議会

第2回運営小委員会

令和4年8月17日(水) 9:00

福岡合同庁舎本館8階 共用第7会議室

議事次第

1 開 会

2 議 事

(1) 福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する
関係労使意見発表

(2) 福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について

3 閉 会

令和4年8月17日

福岡地方最低賃金審議会
会長 平木 真朗 殿

福岡地方最低賃金審議会
運営小委員会
委員長 富山 敦

福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和4年7月28日、福岡地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料を検討するとともに、関係労使の意見聴取等によって、慎重に審議を行った結果、下記の1については全会一致で改正決定の必要性有りとの結論に達し、下記の2については継続審議となったため報告する。

おって、本件の審議に当たった当小委員会の委員は別紙のとおりである。

記

1 改正決定の必要性有り

- (1) 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
(平成20年福岡労働局最低賃金公示第2号)
- (2) 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第6号）
- (3) 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金
(平成20年福岡労働局最低賃金公示第4号)
- (4) 福岡県自動車（新車）小売業最低賃金
(平成20年福岡労働局最低賃金公示第3号)

2 継続審議

- (1) 福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金
(平成20年福岡労働局最低賃金公示第5号)